

ほしそら訪問看護

重要事項説明書

1. 当事業所の概要

○事業所の概要

事業所名	株式会社あまのがわ ほしそら訪問看護
所在地	広島県広島市佐伯区利松 1 丁目 1-7 スカイマンション 304 号室
連絡先	TEL 082-578-6887 FAX 082-577-6290
管理者名	伊藤 尚子
サービス種類	訪問看護
介護保険指定番号	3460291598 号
サービス提供地域	広島市、廿日市市、安芸郡

○営業時間

月 ~ 土	午前 9 : 00 ~ 午後 18 : 00
定休日	日、8/13 ~ 8/15、12/29 ~ 1/3

○職員体制

	資格	常勤	非常勤	計
管理者	看護師	1 名	名	1 名
看護師		6 名	1 名	7 名
理学療法士		名	名	名
作業療法士		名	名	名

2. 当事業所の連絡窓口（相談・苦情・キャンセル連絡連絡など）

○TEL : 082-578-6887

○担当者 : 伊藤 尚子

○受付時間 : 営業時間内

3. 事業所の目的・運営方針

○目的

利用者に対し、訪問看護・介護予防訪問看護のサービスを提供し、居宅において利用者がより自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的に、サービスを提供します。

○運営方針

利用者に対し、利用者の心身の状態に応じた適切な訪問看護のサービスを提供します。訪問看護のサービス実施にあたり、サービス従事者の確保・教育・指導に努め、利用者個々の主体性を尊重して、地域の保健医療・福祉など関係機関との連携により、総合的な訪問看護のサービス提供に努めます。

4. 利用料金

○利用料金（利用料金の詳細を終わりのページに掲載しています）

○交通費（無料）

○駐車場に伴う費用（無料）

○キャンセル料

ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合	無料
ご利用当日の訪問時間までに連絡がなかった場合	1000 円

ご利用様の都合でサービスを中止する場合は、上記のキャンセル料金を頂きます。
キャンセルをされる場合は、至急事業所までご連絡ください。

5.サービスの提供について

(1) サービスの提供

【介護保険のみ】

○介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を、確認させていただきます。被保険者証の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

○利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期限が終了する 30 日前にはなされるよう必要な援助を行うものとします。

○主治医の指示書並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及びその家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします。

○命の危険のある場合など、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に基づく訪問以外で、緊急訪問をさせていただく為にあらかじめ「緊急時訪問看護加算」の同意が必要になります。

●緊急時訪問看護加算について

料金およびサービス内容に 同意 する しない

【医療保険のみ】

訪問看護の回数について、原則 1 日 1 回、週 3 回まで保険適応となっています。

(特定疾患や、急性憎悪などの場合はこの限りではありません)

○命に危険のある場合など、電話相談、緊急訪問をさせていただく為にあらかじめ「24 時間対応体制加算」の同意が必要になります。

●24 時間対応体制加算について

料金およびサービスの内容に 同意 する しない

【介護保険・医療保険】

○訪問看護計画の作成

主治医の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況などのアセスメントを行い、目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。

「具体的な訪問看護の内容例」

○訪問看護の提供

訪問看護計画に基づき、下に挙げる訪問看護を提供します。

「具体的な訪問看護の内容例」

- ①病状、思いがどのように日常生活に反映されているかを一緒に確認
- ②清拭、洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄などの日常生活行動における援助
- ③褥瘡予防、処置
- ④リハビリテーション
- ⑤カテーテルなどの管理
- ⑥その他医師の指示による医療処置

○看護師が一人に対応することが困難な場合に限り、複数名で対応させていただく為にあらかじめ「複数名対応加算」の同意が必要になります。

●複数名対応加算について

料金およびサービスの内容に 同意 する ・ しない

○当該利用者の居住区を担当する行政からの求めに応じて訪問看護に関する情報を提供する為にあらかじめ「情報提供療養費」（情報提供をしてもよい）の同意が必要になります。

●情報提供療養費について

料金およびサービス内容に 同意 する ・ しない

○主治医の指示に基づき、症状悪化等頻回な訪問が必要な場合、特別訪問看護指示書の発行を行い、強化したケア体制を行う事について、あらかじめ同意が必要になります。

●特別訪問看護指示書について

料金およびサービス内容に 同意 する ・ しない

(2) サービス終了

○ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の2週間前までに、文章でお申し出ください。

○当事業所の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、当事業所からのサービス提供を終了させていただく場合があります。その場合は終了日の1ヶ月前までに文章で通知します。

○自動終了（以下該当する場合は、通知がない場合でも自動的にサービスを終了します）

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が、非該当〈自立〉と認定された場合
- ・ご利用者様が亡くなられた場合

(3) 契約解除

○当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合・守秘義務に反した場合・ご利用者様やご家族様などに対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合や、当事業所が破産した場合は、文章で通知することで、利用者様は即座に契約を解除することができます。

○ご利用者様が、サービス利用料金の支払いを1ヶ月以上遅延し、料金を支払うように催告したにも関わらず15日以内に支払われない場合や、当事業者や当事業所のサービス従事者に対して、本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文章で通知することで、当事業所におけるサービス提供を即座に終了させていただく場合があります。

(4) その他

○ご利用者様が、病気・怪我などで健康上に問題がある場合や、サービス当日の健康チェックの結果、状態が悪い場合は、サービスの変更または中止する場合があります。

○訪問看護のサービスご利用中に体調が悪くなった場合は、サービスを中止する場合があります。その場合は、ご家族または緊急連絡先に連絡するとともに、必要な措置を適切に行います。

○利用者様に、他のご利用者様の健康に影響を与える可能性のある疾患（感染症）が明らかになった場合は、速やかに事業所に申告してください。治癒するまでは、サービスのご利用はお断りする場合があります。

6. サービス提供に関する苦情・相談窓口

【その他の相談窓口】	広島市役所介護保険課事業所指導係	TEL:082-504-2183
	広島市佐伯区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-924-0028
	広島市中区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-298-5575
	広島市東区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-573-0140
	広島市南区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-207-0636
	広島市西区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-270-1249
	広島市安佐南区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-207-4338
	広島市安佐北区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-881-1441
	広島市安芸区障害者基幹相談支援センター	TEL:082-573-6788

7. 緊急時の対応方法

当事業所におけるサービスの提供中に、ご利用者様に容体の変化などがあった場合は、事前の打ち合わせによる、主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業者など、関係各位へ連絡します。

主治医	病院名	
	氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	(続柄：)
	連絡先	
緊急連絡先	氏名	(続柄：)
	連絡先	
主治医・ご家族などへの 連絡基準		

(1) 緊急時対応の連絡先

①082-578-6887

②080-4607-8843

ほしそら訪問看護サービス料金表

1.介護保険料

◆基本料金

※1割負担の場合

①訪問看護費

営業時間内	利用者負担額
20分未満	336円
30分未満	504円
30分1時間未満	881円
1時間以上1時間30分	1,207円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

②介護予防訪問看護費

営業時間内	利用者負担額
20分未満	324円
30分未満	483円
30分1時間未満	850円
1時間以上1時間30分	1,166円

※准看護師による訪問については、1回につき90/100の料金になります。

◆加算料金

介護保険法の規定により以下の場合には加算料金が必要になります。

早朝（午前6時～午前8時）	基本料金の25%
夜間（午後6時～午後10時）	
深夜（午後10時～午前6時）	基本料金の50%

加算	利用者負担額
緊急時訪問看護加算	615円
複数名訪問看護加算（Ⅰ）	272円
	431円
複数名訪問看護加算（Ⅱ）	215円
	340円
特別管理加算（Ⅰ）	535円
特別管理加算（Ⅱ）	268円
初回加算	321円
退院時共同指導加算	642円/回
看護・介護職員連携強化加算	268円
看護体制強化加算（Ⅰ）	589円
看護体制強化加算（Ⅱ）	214円
看護体制強化加算（介護予防訪問看護）	107円
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	7円
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	4円

2.医療保険利用料（精神科以外）医療保険の訪問看護サービスを利用する場合は、保険証の負担割合や自己負担限度額等により利用者負担額が異なります。

◆訪問看護基本料

(1日につき)		週3回まで	週4回以降
基本療養費(I)	看護師	5,550円	6,550円
	准看護師	5,050円	6,050円
	緩和ケア・褥瘡ケア・人工肛門ケア 及び人口膀胱ケアに係る専門看護師	12,850円（月1回限度）	
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	5,550円	

◆訪問看護管理療養費

月の初日	7,670円/回
2日目以降	3,000円/回

◆訪問看護基本療養費の加算

加算の種類	加算額	加算の要件
緊急訪問看護加算	2,650円/日	主治医の指示により緊急の訪問を行った場合 なお、主治医の対応していない時間帯においては、連絡先の保険医療機関の指示により緊急の訪問を行なった場合にも加算できる
複数名訪問看護加算		同時に看護師と訪問
同一建物内1名	4,500円	
同一建物内2名	4,500円	
同一建物内3名	4,000円	
夜間・早朝加算	2,100円	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）に訪問看護を行う場合
深夜加算	4,200円	深夜（22時～6時）に訪問看護を行う場合

◆訪問看護管理療養費の加算

加算の種類	加算額	加算の要件
24時間対応体制加算	6,520円/月	電話で常時対応でき、緊急時訪問看護を必要に応じて行える体制にあり、ご利用者様の同意を得た場合
特別管理加算	2,500円/月	特別な管理を必要とする場合
	5,000円/月	重症度の高い場合
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2,000円/円	在宅で通院困難な患者の急変や診療法人の変更に伴い医療従事者と共同でカンファレンスを行い、療養上必要な指導を行った場合。ICTの活用も可。
特別管理指導加算	2,000円/円	特別な管理を必要とする利用者に対して、退院時共同指導加算に上乗せして加算
退院支援指導加算	6,000円/円	退院日に在宅において必要な指導を行った場合

(5) 訪問看護情報提供療養費

訪問看護情報提供療養費 1	1,500 円/月	市町村等からの求めに応じ、厚労大臣が定める疾病等の利用者に係る情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 2	1,500 円/月	厚労大臣が定める疾病等の利用者の入学・転校時に義務教育諸学校からの求めに応じ情報提供をした場合
訪問看護情報提供療養費 3	1,500 円/月	保険医療機関等へ入院・入所にあたり主治医に情報提供をした場合

(6) 訪問看護ターミナルケア療養費

訪問看護ターミナルケア療養費 1	25,000 円	在宅、又は特別養護老人ホーム等で死亡した利用者に対し、死亡日および死亡前 14 日以内 (15 日間) に 2 回以上のターミナルケアを行った場合
------------------	----------	---

4. その他の利用料 (介護保険・医療保険共通)

衛生材料等必要な場合	実費
死後の処置料	50,000 円 (内税)